

研究7カ年戦略」に基づく研究の推進による治療水準の向上等が必要であり、この取組を推進していく。

イ 国は、都道府県と連携して、肝硬変及び肝がん患者、肝炎患者等やその家族等の不安を軽減するための情報提供、及び肝炎患者等やその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場の提供を推進する。

ウ 平成22年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法における身体障害に、新たに肝臓機能障害が位置付けられた。これにより肝臓機能障害の一部については、障害認定の対象とされ、その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該支援を継続するとともに、障害認定の実態を調査し肝炎対策推進協議会における議論をふまえ、制度の改善の必要性を検討する。

※ 平成22年6月18日薬害肝炎原告団弁護団に対する大臣回答

「(肝硬変・肝がん患者への支援のあり方につき、協議会での意見をまずもって尊重し、大臣が作成する基本指針に明記してほしい、との要望に対し、) 具体的に出た議論をどのようにまとめるのかということもありますが、基本指針にその議論を踏まえてそういうものを作ることになっておりますので、当然その議論は大変重いものだと思って基本指針をつくってまいります」

エ 肝硬変、肝がんに症状を悪化させた患者の治療実態、生活実態を調査する。

従前の文案では現状分析がなく、今後具体的に何をすればよいのかが明記されていない。

また、そもそも取組は、健康回復・生活支援のためになすのであって、不安軽減のためになすのではない。よって、かようなトーンで書かれた「推進」すべき内容では不十分だと考える。

(3)(2) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるため、都道府県内に肝炎対策に関する協議会を設置する。また、国は都道府県に対し、同協議会の委員として、患者・遺族を代表する者（複数名）及び市区町村の肝炎対策担当者を選任すること、この患者・遺族を代表する者の選任にあたっては、肝炎患者が高齢化していることに鑑み、年齢制限につき柔軟な対応を求める。

都道府県は、協議会や患者の意見を踏まえ肝炎対策推進計画を作成することが望ましく、同計画が作成された場合は、その計画に基づき肝炎対策の体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。また、都道府県及び市区町村は、積極的に、国をはじめとする行政機関との連携を図りながら肝炎対策を講じていくことが望まれる。

(4)(3) 国民の責務に基づく取組

ア 肝炎対策基本法第6条の規定にかんがみ、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族、遺族を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある。

イ 国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらす病気であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。

ウ 国民一人一人が、肝炎ウイルスの新たな感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように行動すること。